

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	佐波江町 (佐波江)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内農家は年齢構成が認定農家以外はすべて65歳以上で集落営農組織もなく、後継者不在により数年後には離農となりえる状況である。認定農家への農地の集約化を進めつつ、今後農業法人や認定農業者との連携強化により、農地利用の効率化を進めていかなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻・麦・大豆の土地利用型作物を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
認定農家が個人経営のため、スマート農業のようなより合理的な生産方式が求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落で協議し、目標地図の見直しを行う中で農地の集積・集約化への取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を進める。また、小区画の農地が混在する所は、畦畔ブロックの撤去も状況に応じて整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
合理化・効率化・コストメリットが期待できる基幹作業は、委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③先端技術を活用して、農業の生産性や効率性を向上させる取組で農業従事者への負担を減らし、労働力の不足を補う目的のスマート農業をこれからの農業経営に取り入れる。
- ⑧農村まるごと保全向上対策の一環として、農道や水路等を共同活動により継続し保全・管理する。